

第1回総合教育会議会議録

日 時 平成28年11月14日(月) 午前10時30分～12時00分

出席委員氏名 塚部芳和市長、森教育長、松本委員、鈴木委員、光田委員、
松永委員

出席を求めた事務局職員 政策経営部長(佐藤)、企画政策課長(東嶋)、教育部長(緒方)、
副部長兼生涯学習課長(中里)、副部長兼体育保健課長(橋口)、学
校教育課長(山下)、教育総務課長(前田)、市民図書館長(杉原)

傍聴者 2名

開 会

事務局 皆様おはようございます。本日はご多用の中にご出席いただき
ましてありがとうございます。ただ今から、平成28年度第1回総
合教育会議を開会します。

事務局 まずはじめに、塚部市長にごあいさつをお願いします。

市長 皆様おはようございます。平成28年度の第1回総合教育会議に
ご出席をいただき誠にありがとうございます。今回は2名の教育
委員の皆さんが交代されておりますので、2名の皆さんにとりま
しては、初めての総合教育会議ではないかと思えます。昨年の4
月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正がな
されまして、これに伴いまして、市長が総合教育会議を設置をす
るということになっております。その中で教育学術及び文化の振
興に関する総合的な大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講
ずべき施策や、児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講
ずべき措置についての協議・調整を行うこととなりました。昨年
度は2回の総合教育会議を開催しています。そこで、教育大綱の
策定を行い、大綱の目標を「学び 育ち つなぐ」としたところ
でございます。目標を達成するため重点的に取り組む政策を推進
し、伊万里市の総合計画の将来都市像でございます「活力あふれ
ひとが輝く 安らぎのまち 伊万里」に結び付けることとしたと
ころでございます。

今年度以降につきましては、年1回以上開催し、教育全般に係
る事項について、教育委員の皆様方と協議を行うこととしており
ます。これにより従来以上に、市長部局と教育委員会との連携が
深まり、一体となって伊万里市の教育にかかる課題の解決や、伊
万里の子どもたちの輝かしい未来の実現をサポートする取組み
を進めていきたいと考えております。本日は平成28年度の第1
回の会議となりますが、総合的な教育に関する大綱の一部見直し

と、教育委員会の皆様との意見交換を中心に進めてまいりますので、よろしくお願いをしまして、私のご挨拶とします。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局
教育長

続きまして森教育長にご挨拶をお願いします。

一言ご挨拶を申し上げます。市長様には先ほどは教育委員会表彰にご臨席を賜り、ご祝辞を頂きまして誠にありがとうございました。また、市長様には日頃より教育行政に深いご理解をいただき、またご配慮ご支援等を賜っておりますことに、改めてお礼を申し上げます。市長と教育委員会の連携につきましては、総合教育会議の実施以前から毎年定期的に意見交換会をさせていただいておりまして、また、昨年度からは総合教育会議ということで2回の総合教育会議の中で協議を行うなど、これまでも市長と一体となって本市の教育行政の推進に努めて参ったところですので。これからもより良い関係を維持しながら、教育行政の推進に努めて参りたいと考えております。

現在、全国的な傾向としまして、学力水準の低下、いじめや不登校、校内暴力、特別支援教育の充実、少子化、教育施設の老朽化、家庭・地域の教育力の低下など、子どもたちの現状と子どもを取り巻く環境の変化、また、教育上の問題・課題は複雑多岐にわたっております。より具体的な対応が求められております。このような中で、昨年度より総合教育会議が設けられまして、今後は市長と教育委員会とのつながりがより直接的で強いものになると考えております。この会議が、社会情勢の変化に対応した柔軟でかつ適切な教育行政を推進するための有意義な協議・調整の場となることを期待しております。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

事務局

続きまして、議事録署名者の選任をさせていただきます。松本教育委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

松本委員
事務局
事務局

はい。

では、松本教育委員様よろしくお願いをいたします。

それでは議題のほうへ移ってまいります。本日は法に基づきまして本日の会議は公開といたしております。法にも規定はございますけれども、どうしても個人の情報に触れる部分であるとか、また、会議の公正が害される恐れがあると認めるとき、その他公益上の必要があると認めるときはこの限りでないという風にされておりますので、会議の過程におきましてそういうところに議論がいたる場合には場合によりまして傍聴人の方ご退席いただくことがございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

ここからは、設置要綱第4条第1項によりまして、市長が会議の議長になることとされておりますので、以降の進行につきましては、塚部市長にお願いいたします。

議長

それでは私のほうで議長を務めさせていただきます。早速協議に入ります。「(1)の教育大綱の見直しについて」ですが、昨年度策定いたしました教育大綱につきましては、社会情勢の変化等を踏まえ、総合教育会議において協議、調整を行い、適宜見直していくことになっております。見直しの内容について、事務局から説明をまずお願いします。

事務局

(教育大綱の見直しについて説明)

議長

ただいまの説明に対しまして、皆様から何かご意見ございますでしょうか。

議長

それではご意見ないようでございますのでこの案をもとに見直しをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは決定します。

議長

次に「(2)のいじめ、不登校の現状、対応について」でございますが、これは地方教育行政法の改正のきっかけとなったものでございまして、本市における現状や対応状況について情報を共有するために今回議題として取り上げたものでございます。

それでは、いじめや不登校等の現状や対応について、まず教育委員会から説明をお願いします。

学校教育課長

(いじめ、不登校の現状、対応について説明)

議長

ただいま説明がありました「いじめ、不登校の現状、対応について」何かご意見ございませんか。

教育長

意見というわけではありませんけれども、約10年前に出されております「いじめなし都市宣言」これについては文言等中を見ましても現在のいじめ問題の対応についても、全く当てはまりまして、素晴らしいものが10年前にできていたんだなど、いつも感じているところです。また、この「いじめなし都市宣言」をもとに、市長さんいつもおっしゃられるように、家読によって家族の絆を深めていくそういう風な取り組みの家読の推進、合わせまして命の教育指導資料等が脈々とこの伊万里市内にはありまして、こういうものを土台にしながら、いじめの撲滅に向けて対応に向けて取り組んでいる状況というのは非常にありがたいなと思っているところです。

議長

ありがとうございます。「いじめなし都市宣言」は、これをしたきっかけというのは、佐世保の小学生の事件があって、あれを見たときにこれはよそ事ではないなと私は思いまして、「いじめなし

都市宣言」をいち早く、あの時は全国的にこういうことはなかったんですけど、やっぱりオール市民の皆様が伊万里市はいじめのないそういう街だよねというのを、まず共通認識をしていただきたいというようなことで「いじめなし都市宣言」というものをさせていただいたところでございます。その後、大きな事案に発展するような重要な事態は今のところ発生はしていません。

ちょっと私のほうから質問ですけど、課長が説明されたいじめ認知の件で、10月末現在認知件数と書いてありますけど、当初覚知と認知の違いを言われて、概要は全部覚知覚知と出てくるわけですけど、これは認知件数でいいんですか。覚知件数ではなくて。

学校教育課長

概要のところは、その内容とそれからこの事案がどういう形で覚知をされたかということで覚知の経緯をそこに記しております。

議長

それと、右の表で言えば、認知となれば学校いじめ対策委員会が認知をしたということになっているという訳ですね。

学校教育課長

はい、そうです。学校の対策委員会で認知をしたということです。

議長

それから、教育委員会の方にこういうことがあったと連絡があったと。

学校教育課長

はい。

A委員

概要の中にアンケートでの覚知が5件ほど入っております、県下一斉にアンケートがあったり、学校独自でやっているようなものもあるようですが、アンケートのあり方を教えてもらっていいですか。

学校教育課長

アンケートの仕方につきましては、全県的にアンケートをとられるそういう時期がありまして、つい先月もそのアンケート実施があっていたようなんですけれども、委員さんおっしゃるように学校独自でされているものもあります。小学校中学校と違いますので、それぞれに工夫されたものがありまして、先ほどその県の方でとられたアンケートというような説明をいたしましたけれども、県の方では各学校で既に小学校中学校でアンケートをしている学校があれば、県のアンケートはそれに代えてもいいというような方向になっておりますので、いずれにしても子どもたちの実態をいかにして正確に把握をするかというようなところでのアンケートの取り方ということで、各学校工夫をしているような状況であります。

B委員

先ほどの家読の実施ということに付け加えと、つい先日ちょっと実感したことがありましたのでお話しさせていただきます。2、3日前に学校訪問をさせていただいたところが黒川小学校だったんですけれども、それこそ一番先進的な家読の実施地域だと思う

んですけれども、子どもたちが一人一人が本当にとっても優しい心遣い、小さな心遣い、そして積極的な発言とかそういうものをちょっと実感したんです。2、3人の先生たちとちょっと暗めの廊下のところで話をしていると、小さい男の子がスッときて何をしているかと思うと廊下のスイッチをちょっとあげて電気がついたんですね。誰かが何を言われるわけではなく自主的にそういうことができる。そして私歩いて覗き込んだりとかすると向こうの方から生徒の方から挨拶して生徒の方から話しかけてくるというような実体験をして、さすがに家読をやって家族との年齢差の中でのコミュニケーションもうまくとれている、その実体験をここでさせてもらっているのかなという風なことをちょっと思ったものですからご報告と思ったんですけれども。今、佐賀が本当に全国的にはいじめの件数として報告件数が非常に下の方であって、やっぱりそういう風な学校地域の積み上げの結果が出てきているのかなと思ったものですから。家読の実施というのが本当に実績を上げてきているそういうことの証明じゃないかなと思ひまして、ご報告です。

議長

家読に関しては課題もありまして、黒川地区は先進的に取り組まれておるんですけれども、問題はいかに伊万里市全体にこれを広めていくかということでございます。やはり、地域の温度差が非常にあるなと思っておりまして、私もいつも部長会等で各公民館あたりを一つの切り口として家読をしないといけないのではないかとっているんですけど。黒川、松浦、波多津、一部大坪あたりはそれなりの取り組みがあるんですけど、今後はやはりこれを市全体に、伊万里市全体として広めていくということが課題なのかなと思っております。そこを公民館と図書館とをいかに連携を強くしていくかが今後課題になるのかなという風に思っております。

C委員

学校というのは、子どもたちが楽しく仲間となんの不安もなく学校生活を送るのが、子どもたちにとっての楽しい学校だと思うんですけれども、残念なことに、こういう風にいじめは0という数字を出すことはなく、続いています。やはり子どもたちがいる限りいじめはあると思えという風に私たちは教えられてきましたけれども、そのいじめ対策については、日頃から学校では一生懸命に国、県、市、そして学校独自の取り組みを一生懸命にやってくださっていると思うんですけれども、それでもまだまだ子どもたちの心の中には染み渡らせることができない課題があります。それで、私さっきの資料を見ておって、こういうことは生活の中で、たとえば消しゴムを何回も持って行かれたとか、あるいは偉

そうに言われたとかいうことはそれは多々あることで、これについては認知解消がスムーズにいくことになるかなとは思いますが、たとえば「キモイ」「ふざけるな」とかです。ね「キモイ」という言葉がやっぱりまだこの子たちの中に残っています。もう感情がカーッとなくなって我を忘れたときにその「キモイ」とか相手があるものすごく傷つくとかわかっていても発する言葉というのがすごくあるんです。それから、たとえばこのバイ菌遊びですね、それは人格を否定するような人権侵害にもかかわるような、なんかすごくさっきバイ菌遊びって聞いてこれは同じ子がいつも言われているんだらうか、同じ子とするならば何かその子にバイ菌のような部分がほかの子たちから見てあるんだらうかっていうような部分をすごくさっき思っていたんですけれども、やっぱり私はいじめって対策もたくさん7項目、それから学校の項目もいろいろと挙げられていますが、やっぱり日々の担任や学校の教育の目、その日その日、あら、あの子がおかしいなって気づくその目。そういう目がやっぱり1番の根本となるんじゃないかという風に思います。とにかく小さい芽の時に解消してあげないと、我慢して我慢して言われ続けて、もうクタクタになってしまった子どもを助けてあげることが、なかなか簡単なことではありません。私がいつも思うのはやっぱり伊万里の子どもたちにこれだけはしてもらいたくないと思うのは、やっぱり顔つき、外見ですね。それから体型、体つきのこと。それとか病気によってできた後遺症、傷とか。あるいは足がちょっと不自由になったとかそういう子たち、事故とかですね。そういう子たちも学校の中にはたくさんいます。ですから、そういう自分で努力してもどうすることもできないことを意外と子どもは残酷に、自分が歯がゆい時にはポーンと口から出して、相手を傷つけてしまうんですね。言っている方は傷つけたとは思っていない。だから、そこが問題なんですけれども。やっぱり、これからは各学校たとえば外国人の方を父にもつ子や母にもつ子どもたちも増えてくると思います。だからそういった子どもたちに対して、誰にでも平等に優しくふるまうことができる子どもを育てていかなければいけないという風に思っています。そのためにはじゃあどうすればいいかということ、いろんな方策はあるでしょうけれども、やっぱり学校の中で小学校の1年生から中学校3年まで毎年系統化して続けてそういう指導をしていかないと社会に出たときに、それはきちんとその子の体の中には染みてないと思うんですね。だからそういった指導をこれからも学校の方で進めていくようお願いをしたいと思いますし、もう一つちょっと関連で思ったのは、今伊万里市の子どもたち児童虐

待とか育児放棄といわれている家庭はあるのですか。

学校教育課長

正確にはこちらの方で数としては把握しておりませんが、1階の市の家庭児童相談室と話をする中では、いくらかは散見されるという話は聞いております。

C委員

何人かいますね。またこういったものがやっぱり不登校にもつながっていきますし、そういう部分でずっと関連性があるような気がしてなりませんので。やっぱり他の機関ともいろいろと連携を取り合って進めていくような、温かい愛情を持った担任教師がその子どもに接してくださるように願っておりますが、そのようにどうぞ機会があった時にご指導ください。

議長

C委員から、外見的な差別的な発言は子ども達にして欲しくないというようなことでもあります。ただ同じいじめでもこの覚知でありますように、消しゴムを持っていかれたとか、水をかけられたとかそういうことと、キモイとかバイ菌遊びとか本質的なところで違ういじめじゃないかと思っておりますけれども、陰湿といわれるようないじめがないように、常に学校教育の中で先生に指導をして欲しいというようなことですので、学校教育課長どうぞよろしくお願いいたします。

また、やはり児童虐待とかそういうものも絶対あってないとは言えないということですが、不登校の数で36人とありましたけれども、36人の学校とか地域別の内訳が分かりますか。

学校教育課長

学校別までは整理できておりません。

議長

学校地域別をぜひ調べてください。意外と偏っているんじゃないかと思うのですね。この不登校が。だから偏っている地域学校あたりは何が原因なのかということも探っていくといいです。今まで学校現場にいらっしゃった委員さん方、大体中心部あたりが多いですか。

A委員

小さいから無いってことはないのですけれども。

議長

不登校の因果関係も、いじめが原因なのかいろいろな理由があるのだらうと思っておりますし、地域とか学校によってどうなのかということ掘り下げて検証していただきたいと思っております。

教育長

確認ですみません。先ほどの36人というのは同じ生徒も入っているわけですね。ぜんぜん別の生徒ですか。

学校教育課長

36人は欠席日数が30日以上の子どもの実数です。

教育長

同じ子どもが累積で入っているわけではないのですね。

学校教育課長

ではありません。

議長

他になにかございせんか。

D委員

今、ここで事案としてあげていらっしゃる中で、中学校が多いように感じました。特に中学校になると多分、私は良く分かりま

せんけれども、先生方は教科別に分かれるでしょうから、先ほどC委員さんがおっしゃった、子どもまでの目線というのが少なくなるのかなということで、どうにか学校の方で対応をお願いしたいと思っております。それから、対策の中で市連合PTAの家庭教育宣言との行動連携というように、情報通信機器に対しての問題であるという風にとらえてはいますけれど、実際家庭教育というのが私がPTAをやっていた時代も相当叫んではきましたけど、なかなか進んでこない現状ということがあります。それと、ここ数年ですけど我々PTAが関わってきた役員、それからやはり時代が変わったというか、保護者さんの意識がころっと違うような保護者もたくさん出てきました。要するにゲームをして育ててきたお子さんがそのまま大人になって、自分の子どもを小学校中学校にやっているという時代の保護者さんになっていると。だから考え方は我々の時と考え方が少し変わってきたような感じがするのでですね。だからもっともっと家庭教育というものに情報通信機器以外にも、もっともっと攻めていかないといけないかなという部分が私としては感じているところです。特にPTAで学校ではそういう風な部分も少しずつやっては頂いているところですが、学力向上にしても家読にしても、いろんな部分で家庭の協力がないとそぐわないというのは多分にあるという風に私は感じております。そういう意味合いでは学力向上についても、車の両輪みたいな形で学校と保護者が一緒になって進んでいくような取り組みを各学校でやっていただくと、少しは変わってくるのかなと感じはしますけれども。

それといじめのことに関して言っても、たとえば、私がPTA時代にお伺いしたのが北九州市の方だったんですけれども、看護師さんを辞められた方が命の教育ということで、たまたま産婦人科の看護師さんだったということで、その方が各学校をいくらか市の助成金をいただいて、そういう講演をして回っているというようにお話を聞いたことがあります。たまたまですけれども、もう何年ですかね、私と私の家内が産婦人科に勤めていますので、命の教育ということで命の誕生ということで今は浦ノ崎のさくら保育園で年に1回講演を行っています。私と家内2人で行っていますが、やはり園長先生から何うにはなかなかこういう話は聞けないのだと。誕生した時の気持ちをもう一回保護者さんに確認をしてもらってというような部分から攻めていかないと、なかなか家庭での意識というのは変わらないのかなという感じはしております。

議長

D委員からありましたけれども、やっぱり保護者が2世代3世

代、情報化時代に育った保護者。いわゆる保護者育ちというのが背景に、いかにその保護者のある意味では教育というのが逆に必要な時代になっているのではないかとということでございますけれども、これはどこでするかという話になるのですね。それは、市連合PTAの保護者会なのか、いろいろな役割があるのだと思うのですけれども。確かに今言われるように、保護者そのものが幼稚化しているというような状況化の中で、果たして自分の子どもを家庭教育ができるのかというような事態が見られるという趣旨ではないかなと。そういう風な社会背景というのが現実にあっておると。これをそのまま持続していたらまさに悪循環になるのではないかと懸念でのD委員さんからの発言だと思っております。

議長
議長

ほかにございますでしょうか。

それではさまざまご意見が出ましたけれども、今の委員からの発言をもとに教育委員会あるいはPTAいろんなところで対策をとる必要があるのではないかと思っております。

議長

次に「(3)の本市の教育施策における課題について」ですが、ここからは私が伊万里市の教育施策の状況を見たときに、課題があるのではないかと懸念しているものについて、3点ほど議題として取り上げておりますので、それぞれ教育委員会から現状を説明してもらい、意見交換をさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、「留守家庭児童クラブの配置計画について」を議題といたします。

この件については、対外的には今年の6月議会において、6年生までの受入の方向性とそのための施設整備に向けた考えを述べたところでございますけれども、その後の対応や平成29年度以降の計画等について、教育委員会からまず説明をお願いします。

教育総務課長
議長

(留守家庭児童クラブの配置計画について説明)

これについては説明がありましたように、6年生まで拡大すれば要は専用クラブがない、場所がない、あるいは支援員も人材確保が難しい。そういう風な悲観的な課題があるということですが、これは学校の余裕教室について学校側の対応にばらつきはないのですか。東山代は余裕教室とか山代東も余裕教室の対応が書いてあるけれども、立花あたりは余裕教室はない絶対ないわけですか。

教育総務課長

立花はやはり特別支援教室とかが増えてきておりますので、全く余裕がないというのが現状です。生活科室というのも平成23年度の資料を見ますと3部屋くらいあったのですけれども、今28年度では0になっております。普通学級が増えていくともうパン

クするというそういう状況であります。

議長

専用棟の必要性は立花と伊万里ですね。これは学校教育または福祉児童部局にまたがるのですけれども。これについて皆さんの意見をお聞きしたいのですが、なにかございますか。

A委員

他県ではいくらか出てきているようなのですけれども、民間でお金を保護者からいただいて、留守家庭児童クラブの代わりというものが多分伊万里でもちよこちよこあっているのではないかと。その把握はできているのですか。

教育総務課長

(A事業者)さんというのが今オープンされています。補助対象として事業をやるというのもあるのですけれども、そこはいろいろ縛りがあるものですから。特別何かを習わせるために別に料金をとったりとか、そういうのをしてはいけないというのが補助対象ですので、(A事業者)さんとしてはやはりスイミングというのがもちろんございますし、たとえば英語を教えたりとかですね。そういうのをやりたいということで補助を受けずにということでやってらっしゃいます。以前確認した時は20数名の方が通われているという風には聞いております。実際終わる時間8時まで見ていらっしゃるというのもあって、ただ料金はかなりの額になっているようです。

議長

(B事業者)さんはそういう動きがなかったですか。

教育総務課長

その話もあったんですけど今ちょっと止まっていると聞いております。

議長

保育園あたりも法が改正されて事業所保育園ができるようになって。ああいう風な形の児童家庭クラブで、民間でできるような法整備ができていますのですか。

教育総務課長

はい、民間が主催しても補助対象と認定できますので。

議長

民間がそういうハードを作る場合でも国からの補助がありますか。

教育総務課長

はい、民間の分も補助があります。

議長

同じような補助になっていますか。

教育総務課長

はい。

議長

民間は知らないのではないですか。知っているのだろうか。

もしそういう風なものがあれば民間が参入する。そういうことにもならないものか。

教育総務課長

補助対象でいくと事業的にはこういう言い方が適当かわかりませんがあまり儲かるわけでは。

議長

全国的にはしかし民間の事業所あたりは県内でも増えているのか。

教育総務課長

そもそものが、たとえばPTAといえますか、そういうので運営

をされ始めたりとか、そういう例はありますけれども。

B 委員

都会というか、埼玉とか東京の関東地域ではそういう高額なレベルでの民間事業はかなりたくさんあるようです。うちの親戚なんかも月 4、5 万というような額でやってあるよというような感じで。その代りほかの事業、習い事にも連れて行ってあげるとか、ピアノだとか英会話だとか、連れて行って送迎まで含めてしてくれるという、かなり手厚いシステムにはなっております。食事はついていませんが。そこらあたりは月額レベルによるのでしょうけれど。だから都会の方はそういった払うことができる所得層がたくさんあるからそれで回れるということですね。

A 委員

たぶん、大野城だったと思うのですがけれども、資料 1 にあった放課後子供教室と繋がったような、関わったような取り組みだったのですが、放課後子どもたちが今日は英語とか自分たちで選んだところに 100 円だったと思うのですが行っているのですよ。放課後に。それを行政が支援している形だったと思います。だから分厚く絡み合わせれば、今実際やっているところも市内にはあるわけですので、うまく絡めていければ、相当難しいと思うのですが検討の余地があるのかなと。

C 委員

受け側になる人たちがいないとだめですね。だからどこになるのかなとさっきから考えていたのですが。

D 委員

公民館とかですね。山代地区だと今だにやっているところの一つですけど土曜日だけですね。土曜日の 2 回ぐらい。それはやっていますけど。でも段々子供の数が減ってきているのは確かですね。社会体育に行く子もいるでしょうし、なかなかやっぱり余った子というのは少なくなっているのが現状です。地域の支援をしていただける方というのは、ボランティアでもっていう方はそこそこいらっしゃると思います。当時補助金が出ていたとき始めたときは結構いらっしゃいました。私も行っていましたが。でもやっぱりそういう人たちの人材はあるものの、実際施設だったり材料費の購入だったり、そういった類の部分が少しないとなかなか運営ができない。毎日ってというのがなかなか難しいのですよ。

A 委員

文科省の打ち出してきた流れに沿ったら、皆さん方が言った地域コーディネーターの方を置いて学校と地域をつないだりしていく。今回の子供教室にしても児童クラブと連携して、うまく一体化して打ち出すのですが、結局それぞれに課題があってうまくいっていない。

D 委員

たとえば佐賀市みたいに小学校の校區別に公民館があるところは、まあまあいいんですけど。伊万里の場合は小学校の校区の一つに一つの公民館が併設してあるというところはまずないので、

なかなか難しいところはあるのかなって。

B 委員

物理的そして人的な整備のところが一番大きな問題なのかなと思うのですが、広がる部分においてももちろんそうですけど、現段階においてもかなり設備化に関してはかなり頑張ってくださいってだいぶ施設拡充とかしてくださっているんですけど、人材の部分において労働環境がなかなか難しく、一番ローテーションがうまくいなくて休みが取れないというようなことを聞いたりもします。何より支援を必要とする児童の方が一人でも二人でもいらっしゃると、そこに一人張り付かないといけないので、実際2名で法的にはOKというところでも一人確実に取られてしまって現実1人しか残らないとか。その次の課題のところでもあるのかなと思うのですが、そういう人材確保っていうのがすごく大きな問題。今現時点でも非常に問題なのでその先となるとかなり金銭的なことも関わってくると思うのですが非常に問題かなと。特に支援を必要とする児童の方の支援員というところで、その放課後児童クラブの支援員さんがそのままつくというよりも、日中のある程度専門的に慣れたその指導員さんがそのままの流れで少し時間をスライドしながらローテーションを組みながらその児童クラブの方にも入っていただくとか、そういう考え方とかはできないのかなと今思ったりするんですね。本当にトイレ一つとってもついて行かないといけない児童さんが一人でもいると他全部を放ってその子供さんに着いて行ったりというような状況にもあるようですので。

議長

支援員の絶対的な数の確保はできるのですか。もう一つは今度の学校の方の特別支援員も関係するのですが、放課後児童クラブそのものの支援員の待遇改善をたどったとしても、支援員そのものの確保が今後できる状況にあるのか。それはどうですか。

教育総務課長

いっぺんに施設整備をしたとして、いっぺんにあと5人も6人も雇用というのはなかなか難しい部分はあると思いますけど。

議長

どういう人たちに支援員をしてもらっているのですか。全然経験がなくてもいいのですか。

教育総務課長

今は経験がなくてももちろん、教員の資格であるとか、保育士の資格を持った方というのもたくさんいらっしゃいます。

議長

あるいはOBとかもいらっしゃいますか。そこまではいらっしゃらない。

教育総務課長

数名いらっしゃいます。

議長

前保育園に勤めていらっしゃった方とか経験者とかもいらっしゃるのですか。

教育総務課長

保育園の経験はいらっしゃらないとは思いますが。

議長 主婦でも特段資格とか関係なく支援員をやってもらおうと思っ
たらできるわけですか。

教育総務課長 そういう方も今受け入れをしております。

C委員 教員を希望している若い学生あがりの人達もきているのを数回
見たことがありましたから、そういう人達にとってはいい勉強に
なるのではないかなと思いましたが、子どもたちも大好きです。
ただ、見ているとそうじゃないですね。今は結構フーフー言いな
がら子どもと遊んでいる方たちが大半ですから、疲れるとおっし
やいます。

議長 そうですね、こういう支援員のみなさんに逆にストレスがかか
ってしまう。支援員の今後の待遇改善、賃金改善をしたからと言
って抜本的に解決する問題とはなかなかならない。やっぱりそう
いう点では地域でこういう留守家庭児童クラブの子どもたちのた
めに地域で育てていこうという概念を植え付ける。地域のいろん
な元気な高齢者もいらっしゃるわけですから、そういう人達が活
躍する、こういうところで活躍するステージとしてやっていかな
いと。人間は施設整備は広げた、あるいは、留守家庭児童クラブ
の子どもは増えたで、実際支援員がいないじゃ話にならない。そ
こはハード、ソフト含めていろいろ今後課題として整理をして対
策をとっていく必要があると思っております。4月の来年の機構
改革では一人教育委員会の人材を確保して、留守家庭児童クラブ
係を新設をするというような方向で庁内では進めていますけれど
も、役所だけがそういうことを進めてもなかなか回っていかないと、
どうしようもないから。そういうことで行政の取り組みは強化
をしていきたいと思っております。

議長 時間も押しておりますので次に、関連しますけれど「特別支援
教育の現状と課題について」を議題とします。これは、全県下で
もいつも問題になり、市長会でも問題になっているのですが、
小中学校の特別支援の対象となる児童生徒が増加している中で、
対応する支援員の大幅な増員が要求されております。その現状に
ついて教育委員会から説明をお願いします。

学校教育課長 (特別支援教育の現状と課題について説明)

議長 28名配置していますけれども、足りないとか課題があるのです
か。

学校教育課長 現在今年度、28名配置をしていただいているのですけれど
も、学校に調査をかけますとまだかなりの数で不足をしていると。

議長 28名が何名になったらいいのですか。

学校教育課長 来年度における調査では47名ということをお願いをしてい
るところです。

議長

これについては人件費がかなりかさむだろうし、そして特別支援員の人件費はそれぞれの市・町が持たないといけませんし、県内の市・町もこの人件費問題に苦勞しております。我々市長会は県の方で支援員の人件費をもうちょっと持ってくださいと言うのですが全く進みません。県あたりの意識改革もしていかないと。山口知事は、子育てし大県とおっしゃるけど中身が伴っていない。他の県はこれだけしているのに、佐賀県は何もしないと、子育てし大県にならないんじゃないですかと、ちょっと厳しく突っかかったのですが、金の問題じゃないと言われました。地方創生で逆に人口取られるのではないですかとも言ったんですけども。実際これは市・町どこでも本当に問題になっております。特別支援を必要とする子供が年々増えておりますので、支援員をいかにして配置するかは本当に頭の痛いところですけど何かいい方法はないのかなと。

教育長

教育長会の中でも県の方にいつも支援員の確保というか配置をお願いしたいと出しているのですが、その時の答えがいつも市長会の方からもいつも要望をされていますと。なかなかできない状況で、これについては市の方でよろしく願いますという回答だけ言って、やっぱりこれはなんとか前に進めて配慮してもらわなければいけないなといつも思っているところです。

それから発達障害についていろんな言葉を聞いて知って説明を読んでいたのですが、この前の11日の高校生市議会の中で特別支援学校の3年生が発言された言葉というのがいろんな説明よりも一番分かりやすかったものでその言葉を大事にしながら、できる範囲で支援員の増員を図っていかなければいけないと思っていますところ。言われた言葉を思い出しながらメモしていたのですが、発達障害など外見ではわかりにくい生徒、子ども、また見えない障害への支援をお願いしたい。一日の見通しがもてずパニックを起こす子ども、集会など大勢の中では耐えられない子ども、言葉だけでは指示が伝わらない子ども、そういう子供たちがたくさん学校にはいます。わがままではなく困り感をわかってもらえず毎日つらい思いをしている生徒がいます。そういう子供たちのことも理解してください。見えない障害に周りの理解や支援が必要です。できれば一人一人の困り感に寄り添っていただきたい。誰もが安心して楽しく学べるような学校教育の充実をお願いします。というような話が合ったのですが、発達障害の子どもたちその子供たちの立場から、その子供たちにいつも触れている子どもの発言として聞きながら、こういうことを環境の整備というものを一つずつ努力をしていかなければいけない

など思ったところです。

C委員

特別支援学級ですね。この数年の間にどんどんどんどん学級ができて小さな学校でも一つの学校に3クラスあったりするのです。特別学級については国の方から、昔はすごくなんだかんだの縛りがあったのですが、今は届けたら最優先で作っていいという感じくらい柔らかくなっていると聞いております。それなのに特別支援学級に入れない、さっきのADHDの子ども達が普通学級の中におりますので、どうしても担任一人では見きれない現状があるのです。たとえば、分けてはいけませんけれども支援の内容が学習内容のLDについては、そんなに発作的なものを起こす子どもたちではありませんし、静かに席に着いています。それから、たとえば歩き回る子や体の障害を持つ子もいますけれどもそれはお友達が手伝って、いろいろ助けてくれたりしている現状もありますが、ADHDというのが非常に危険を伴う子どもたちなのです。不注意とか多動性・衝動性ですから、突然教室からパーッと外に抜け出して駆けて行って、担任は追いかけて行って、その間授業はできないとか結局授業が崩壊してしまうような形になります。この子たちについては、支援員さんを多分今現状では最優先で配置してあるのではないかと思います。ただ、クラスに2人3人と結構いるのです。クラス数は減っていて、そういう子供たちの数が増えている現状があります。ただこの子達はそういうものを持っている子ども達をなかなか許そうとしない不思議さがあるんです。だからそういう子達がクラスの中にたとえば、伊万里・大坪とか大きな学校ではクラス分けで分けることができますが、小さな学校だと非常に大変だろうと思います。ですから先ほど課長さんがおっしゃった28人から47人というのはとてつもなく増えて、19人というのはいっぺんには無理だろうと思いますので、そういった現状を踏まえて市長さんの方に28人から、最低是非これだけはお願いしますという数字を出したらどうかなという風に思いました。

議長

今の47人は調査対象の①②③の③まで含めて47人必要ですよということですか。

学校教育課長

はい、そうです。

議長

C委員さんは、確かに現場はそうかも知れないけれども、特にADHDですから注意欠陥多動性障害、ここに重点配分をするなどして、教育支援員を増やすにこしたことはないですけど、なかなか現実的に難しいのもあると。担任の気づき等これが何人いますか。147人いるではないですか、これをもろに対象にしていたら。担任等の気づきにより、担任の先生にもよりけりだと思うし。

これはいろいろ調査対象は3つにまたがっていますが、現実的などころをよくもう1回再調査をするなりして支援員の配置については要望をお願いしたいと思っております。我々としても、今年度、強力にこれだけはしてもらいたいという県内市長会で知事に重点的にお願いしようということにしておりますので、これ県あたりが半分持ってくればいいのですが。ぜひ皆さんもいろんな場で訴えてもらいたいと思っております。

A委員

10年ちょっと前には、さっきのC委員さんおっしゃっていたように情緒障害の子を人数によってはもう3人だから知的障害の方と一緒にして特別支援学級にしていた時代があります。だけど今は種別に一人でもいけばクラスができるようになって、クラスが1つ増えるとケースが一人いるわけですね。教員が一人いるわけですね。教員は県費負担教職員ですので、あくまで補助がありますが県でもつ教職員も学級が減っても特別支援学級が増えて教職員が減っていかない状況で苦しい状況ではあるというのを考えると全国的な問題ですので、国がどのくらい国で見ようかという動きにならないのかなと思っていたのですが、県から国への要望はあってはいるのですが支援員さんは本当に各学校で目の前で困っているのですが、国全体で考えると定数配置したほうがよくないかなというところもあるのかなという感じもしています。だからもちろん県が持ってくればありがたいのですが、県が持たないなら国に言ってよというようなどころも含めて、ぜひよろしくをお願いします。

議長

今我々も市長会で県に要望していますけれど、県も同じようなことを言っております。県から国にお願いをするというそういう動きもあっております。全国市長会からも県の方にこの要望をしております。だから県は県で国の方に人件費の国費導入をお願いしたいというような動きがあっておりますので。ここらへんは、国・県・市・町・村が一体となって対応をせんといかんというそういう時代になっておりますので。これは県会議員とか国会議員とかそれぞれの立場でお願いをしないといかんという風に思っております。

議長

ちょっと時間が押しておりますのであと一つ。「指導主事の適正な配置について」でございますが、これはですね、学校教育課の指導主事については、市で予算の手当て配置をしておりますけれど、非常に近年、事務量が大幅に増加をしておるということで、指導主事のみなさんも仕事が多くなって、日夜、時間外勤務が突出して非常に仕事量が多くなっております。教育委員会からまず現状の説明をお願いします。

学校教育課長
議長

(指導主事の適正な配置について説明)

対策はできないかということですが委員の皆様から何か要望意見はございませんでしょうか。これは小学校中学校どこの市町も2人ですか。有田でも武雄でも全部2人体制ですか。

学校教育課長
議長
学校教育課長
議長

いえ、市町によって指導主事の配置の数が異なります。市町によって。それは市町の教育委員会が決めるのですか。そうです。

伊万里は2人とか。それに応じて学校教育課が指導主事を確定するわけですか。そのシステムは。

学校教育課長
議長

伊万里市の場合は小学校中学校に各1と決めておりますので、適切な人材を伊万里市の指導主事として派遣をお願いしたいということで県の方に申し出をいたします。

時間外勤務が膨大化しているからあと一人欲しいですと言ったらあと一人派遣してもらえるのですか。たとえばそうした場合に指導主事の人件費は市が持っているわけですか。

学校教育課長
議長

はい、そうです。

給料から何からすべて時間外まで。しかし、この人たちは基本的には学校の先生ですよね。学校の先生だから学校の先生は基本的には県が人件費持ちますよね。そこで市の指導主事にしたら市が人件費を持つシステムになっている訳ですよね。そこが基本的に今頃何故という感じがします。そこはどういう風に対応しているのでしょうか。全部県の教育委員会で持てばいいのにですね。同じ先生なのに。

A委員

途中から変わったのです。充て指導主事というのもあったんですけど、要するに学校籍で行政の仕事をそこに行ってる。その充て指導主事というのは県から金もつくけどこれがほぼなくなってしまって、指導主事は結局教職員を退職して、市役所で任用している。指導主事の仕事が終わったら市を退職してまた教員に採用という形になっています。

議長

そこは形だけだから。それはおかしいですよ。学校教育課長の場合はどうなっているのですか。

学校教育課長
教育長

私も教員を退職しまして、市の職員となっております。

市や町の規模によって仕事の内容がいろいろ違うものですから、市町によって指導主事なりまた、嘱託指導主事なりの人数が違います。

議長
学校教育課長
議長
学校教育課長

たとえば隣の武雄市は何名いらっしゃるのですか。

武雄市は3人です。

それは武雄市教育委員会が3人と決めたのですか。

そうですね。2人の指導主事と1人の嘱託指導主事という形を

とっております。

議長

生徒数は伊万里の方が多いのにも、学校数も。それぞれの指導主事さんがこれだけまた頑張っていて、しかも時間外勤務までしている中でこれを解決する方法は何があるのでしょうか。

教育部長

県教委から人材を派遣してもらおうのはかなりハードルが高いと思いますので、嘱託の指導主事の配置というのはどうだろうかと考えているのですけど。

議長

仮に嘱託の指導主事をプラス 1、武雄市みたいに増えた場合は仕事の手が少しすかれるというのはあるのですか。武雄市あたりはどうなっているか、武雄市の皆さんがこれだけ時間外勤務されているかどうか調べてみてください。比較する材料として客観的に調べる必要があると思います。おそらく県の教育委員会からの文書が多様化して、そのため時間外勤務が増加しているということであれば、伊万里市の指導主事だけの問題だけではないでしょう。そうなれば、そもそも今の指導主事の在り方を県教育委員会と市町の教育員会の中で見直さないといけないのではないのでしょうか。何回も退職されて気の毒ですよ。退職して戻って行ったり退職して戻って行ったり。結果的に身分は一緒なのだから。学校の先生というのであって、市教育委員会に出向するわけですから。いろいろ議論しても抜本的な解決は難しいかと思うのですけれども、現状はそういうことになっているということです。これについては指導主事の嘱託化という形で解決ができるかどうか。嘱託となれば学校の先生で退職された人を嘱託として雇う訳ですか。

学校教育課長

はい。仕事内容に先ほどの SEI-Net の処理、それから特別支援教育の充実ということで充てればと考えておりますので、退職された先生方をできればと考えているところであります。

議長

それは 29 年度からの予算要望に入っているわけですか。

学校教育課長

あげさせていただいております。

議長

他の市とか有田、武雄市とか同規模のところをちょっと調べてください。指導主事の勤務時間も含めた仕事の量など。これに関しては、ほかに意見ございませんか。

議長

課題が多くてちょうど 12 時になりました。今日は今年度第 1 回の総合教育会議でそれぞれ委員の皆様にもご意見を出していただいて、私の方からも問題提起をさせていただいた次第でございます。いずれにしても、教育をめぐる課題というのは山積しているのが浮かび上がったところでございますけれども、これについては今後とも市と教育委員会部局が連携をして対策を講じて行きたいと思っております。よろしく申し上げます。